川越市運送事業者事業継続支援金のご案内

原油価格高騰等により大きく影響を受けている市内運送事業者の皆様へ、事業継続を支援するために支援金を交付します。

受付期間

令和８年１１月２日（月）から
令和９年３月１日（月）まで

※予算の範囲内での交付となるため、予算の上限に達し次第受付終了となります。

交付額

車両の種類	交付額
事業用貨物自動車　（緑ナンバー）	１８，０００円／台
事業用貨物軽自動車（黒ナンバー）	６，０００円／台

交付対象者

※以下の６つの要件すべてを満たしている運送事業者が対象となります。

⑴ 川越市内に本社もしくは事業所を置く法人または個人事業主であること。
⑵ 令和８年３月１日時点で一般貨物自動車運送事業もしくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者または貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者であること。
⑶ 自動車検査証の交付を受けた日が令和８年３月１日以前で、かつ有効期間の満了する日が支援金申請受付日以降であり、かつ使用の本拠の位置が川越市内である事業用貨物自動車又は事業用貨物軽自動車を使用していること。ただし、二輪の自動車や被けん引車を除く。
⑷ 申請日時点で⑵に規定する事業を営んでおり、引き続き市内で当該事業を継続する意思があること。
⑸ 暴力団の構成員または暴力団に関与する者その他市長が支援金を交付することにつき適当でないと認めた者に該当しないこと。
⑹ 市税を滞納していないこと。

申請方法

電子申請、郵送または窓口での受付となります。

① 電子申請の場合 ※令和９年３月１日23時59分までに申請手続を終えてください。
川越市公式ホームページ「川越市運送事業者事業継続支援金」からアクセス

② 郵送の場合 ※令和９年３月１日必着
【宛先】 〒350-8601　川越市役所産業振興課　運送事業者事業継続支援金担当

③ 窓口の場合 ※受付時間は、平日9：00～16：30（12月29日～1月3日は閉庁）
川越市役所本庁舎５階　産業振興課

対象車両、申請書類、お問い合わせ先については、次ページ以降を参照してください。

対 象 車 両

令和８年３月１日時点で一般貨物自動車運送事業もしくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者または貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者が事業に使用する車両で、自動車検査証の記録事項が下記のすべての要件を満たしている車両です。

記録事項	要件
①　自動車登録番号又は車両番号	「川越」又は「所沢」であること
②　登録年月日／交付年月日	令和８年３月１日以前であること
③　自動車の種別	「普通」、「小型」又は「軽自動車」であること
④　用途	「貨物」又は「特殊」であること ※軽自動車については、令和８年３月１日までに貨物軽自動車運送事業の届出を行った上で黒ナンバーの発行を受けていれば「乗用」でも可
⑤　自家用・事業用の別	「事業用」に限る
⑥　原動機の型式	記載があること
⑦　使用者の氏名又は名称	支援金の申請者と同一であること
⑧　使用の本拠の位置	川越市内であること
⑨　有効期間の満了する日	支援金の申請受付日以降であること

自 動 車 検 査 証 記 録 事 項

1．基本情報					
自動車登録番号又は車両番号	川越　０００　あ　００００				
車台番号	Ａ００－ＡＢＣ－０００００				
登録年月日／交付年月日	令和　年　月　日	初年度登録年月	令和　年　月	有効期間の満了する日	令和　年　月　日
2．所有者・使用者情報					
所有者の氏名又は名称	○○株式会社				
所有者の住所	○○市○○○　○○－○○				
使用者の氏名又は名称	＊＊＊　（「＊＊＊」は、「同上」という意味です。）				
使用者の住所	＊＊＊				
使用の本拠の位置	川越市○○　○○－○○				
3．車両詳細情報					
車名					
型式		原動機の型式	○○○○		
自動車の種別	普通	用途	貨物	自家用・事業用の別	事業用

申 請 書 類

	提出する書類の名称	備考
1	川越市運送事業者事業継続支援金交付申請書（様式第１号）	※電子申請の場合はフォーム上で入力 ・誓約・同意事項にすべてのチェックがあることが交付の要件となります。
2	申請車両一覧（様式第２号）	※電子申請の場合はフォーム上でファイルをダウンロードして入力 ・１台のみの場合でも記入してください。 ・２０台を超える場合は、様式を追加し、申請するすべての車両を記入してください。
3	運送事業の許可書（届出書）の写し 以下のうち、市内の事業所で事業を行っているもの。 ① 一般貨物自動車運送事業 ② 特定貨物自動車運送事業 ③ 貨物軽自動車運送事業	許可証（届出書）を紛失した場合は、事業証明願を代わりとすることができます。 詳しくは、関東運輸局埼玉運輸支局（０４８-６２４-１８３５）へお問い合わせください。
4	自動車検査証記録事項の写し	申請するすべての車両分が必要です。
5	支援金の申請者名義の預金通帳等の写し（支援金振込先）	金融機関コード、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できるものの写しを提出してください。
6	運転免許証の写し等、本人確認書類の写し【個人事業主の場合】	運転免許証（両面）、個人番号カード（表面のみ）、パスポート（顔写真付きページ）等、公的機関が発行する顔写真付きのものの写し1点を提出してください。

お問い合わせ先

川越市役所　産業振興課　運送事業者事業継続支援金担当

電話：049-224-5934（平日9：00～16：30）
（※12月29日～１月３日は閉庁）

詳しくは、川越市公式ホームページ
「川越市運送事業者事業継続支援金」
をご確認ください。

申請書類はホームページからダウンロードできる他、市役所（５階・産業振興課）、市民センター、川越駅西口連絡所、川越商工会議所にて配布しています。

電子申請の流れ

市公式ホームページ
「川越市運送事業者事業継続支援金」からアクセス

→ ○「利用者登録せずに申し込む方」からも申請可能
○メールアドレス登録

→ 登録したメールアドレスへメールが届いていることを確認し、申請

→ 完了メールが届き、受付番号・パスワードが付与され申請完了
※受付番号、パスワードは申込内容照会に使用します。不備があれば差戻しの連絡が入ります

→ 審査後、交付決定通知書を送付

→ 申請から１～２ヶ月程度で指定口座へ振込

主なＱ＆Ａ

※その他の「Q&A」は支援金ホームページをご確認ください

Q：市内に複数の事業所があるが、事業所単位で申請できますか。

A：事業所ごとには申請できません。市内の複数の事業所をとりまとめて１事業者として申請してください。

Q：法人で本社は川越市外ですが、川越市内に事業所があります。対象になりますか。

A：本社でなくても市内に事業所があり、その他の要件を満たせば対象となります。

Q：個人事業主で自宅は市外、事業所は市内にある場合は対象になりますか。

A：市内に住所がなくても、市内に事業所がありその他の要件を満たせば対象となります。

Q：貨物自動車と軽貨物自動車どちらも所有している場合、両方とも対象となりますか。

A：両方とも対象となります。

Q：なぜ、令和８年３月１日時点で事業の許可・届出のあることが要件なのですか。

A：中東情勢による令和８年3月からの燃料価格上昇の影響を受けている事業者への支援を目的として実施するためです。

Q：申請内容に不備、添付書類に不足があった場合はどうなりますか。

A：市の担当者から連絡させていただく場合があります。必要に応じて、書類の追加提出等をお願いいたします。

Q：申請から支給までどのくらいかかりますか。

A：申請からおおむね１～２ヶ月間程度で支援金を振込予定です。
ただし、申請内容に不備がある場合や審査状況等により多少前後します。

キリトリ

３５０－８６０１

川越市役所
運送事業者事業継続支援金担当　宛

詐欺にご注意ください

市が本支援金の交付に当たり以下のことを行うことはありません。

- 支援金交付のために、手数料の振込みを求めること
- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 電子申請以外でメールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

